

働く人のための労働法 (15) 労災保険について理解しましょう

今回は、労災保険について、わかりやすく説明していきます。

Q 1 労災保険とは？

A 労働者災害補償保険のことであり、業務上の事由又は通勤による労働者（皆さん）の負傷・疾病・障害又は死亡に対して本人やその遺族のために、必要な保険給付を行う制度です。また、労災保険は保険給付のほかに、労働福祉事業を行っています。

以下、業務上又は通勤途上の災害についての基本的な考え方について説明します。

Q 2 業務上の災害（業務災害といいます）とは？

A 労働者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡をいいます。業務災害とは、業務が原因となった災害であり、業務と傷病等との間に一定の因果関係があることをいいます。

この業務災害に対する保険給付は、労災保険が適用される事業場（法人・個人を問わず一般に労働者を雇用する事業は、適用事業となります。）に雇用されていることが原因となって発生した災害に対して行われるものです。



Q 3 通勤災害とは？

A 通勤災害とは、労働者が通勤により被った負傷、疾病、障害又は死亡を言います。就業に関し、次に掲げる移動を行うことをいい、業務の性質を有するものは除きます。

1. 住居と就業の場所との間の往復

2. 就業の場所から他の就業の場所への移動

3. 単身赴任先住居と帰省先住居との間の移動

移動の経路を逸脱し、又は移動を中断した場合には、逸脱又は中断の間及びその後の移動は「通勤」とはなりません。

ただし、逸脱又は中断が日常生活上必要な行為であって、やむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、逸脱又は中断の間を除き「通勤」となります。

このように、通勤災害とされるためには、その前提として、労働者の就業に関する移動が労災保険法における通勤の要件を満たしている必要があります。

Q 4 労災保険は個人で加入するの？

A 労災保険は労働者一人一人が個人で加入するものではなく、会社や事業所が加入し、その会社で働く人全員に適用される保険です。

労災保険とは、一人でも労働者を雇用している会社は強制的に必ず入らなければならないものなので、会社勤めをしている人の殆どは労災保険に入っていることとなります。例外としては、個人経営の農業・水産業で労働者数5人未満の場合や、個人経営の林業で労働者を常に雇っていない、という場合は労災保険には加入しません。

Q 5 パートやアルバイトでも入れるの？

A 正社員、契約社員、パート、アルバイトも含め、賃金をもらっている全ての人が加入することになります。

Q 6 労災保険の保険料は毎月給料から差し引かれるの？

A 労災保険料は全額会社（事業主）が負担することになっているので、労働者（皆さん）がお金を払うことはありません。労働者の賃金から差し引くのは違法行為になります。

今回は、雇用保険について取り上げます。（東京都 世田谷会員）

